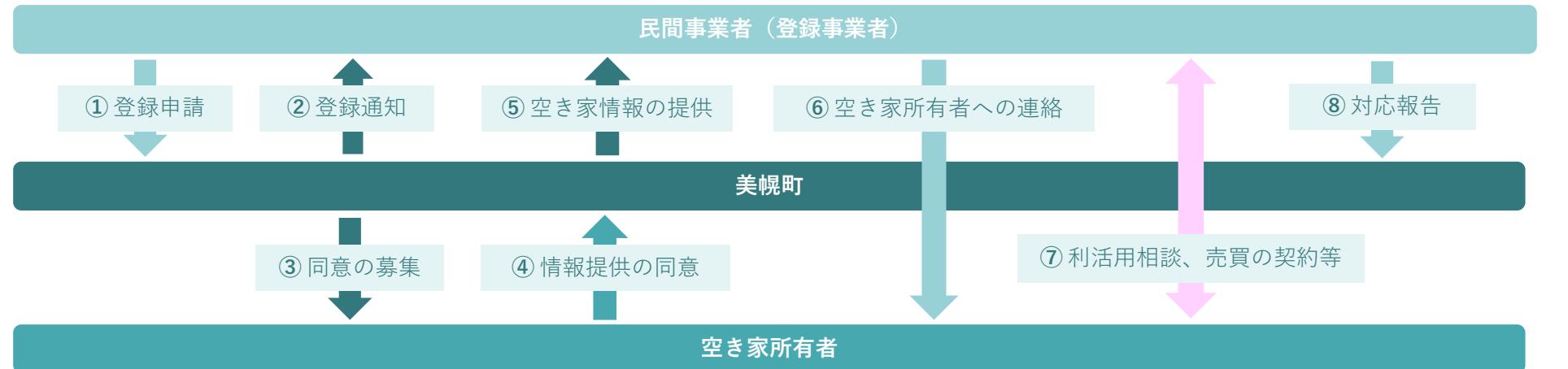


# 美幌町空き家所有者等情報外部提供制度 登録事業者ガイドライン 概要



## ①登録申請

本制度に登録しようとする事業者は、美幌町空き家所有者等情報提供事業者登録申請書（様式第1号）を町へ提出

## ②登録通知

町は、登録の可否を決定し、美幌町空き家所有者等情報提供事業者登録承認（不承認）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知

## ⑤空き家情報の提供

### ・提供方法

登録事業者が用意したUSBメモリ、CD-R等にExcelデータを保存し、登録事業者へ提供。Excelデータにはパスワードを設定し、紙媒体等で通知。電子メールでの送付や口頭での情報提供は行わない

## ⑥所有者へ連絡

初期接触時は、本制度に基づく連絡であること、登録事業者であることを伝え、不安を払拭

## ⑦相談・契約等

登録事業者と所有者等の間で交渉、契約を行う。町は一切関与しない。紛争は、当事者間で解決。苦情発生時には町へ速やかに報告

## ⑧対応報告

登録事業者が空き家所有者等に対して連絡などの接触を行った場合、対応結果について速やかに美幌町空き家所有者等情報外部提供結果報告書（様式第3号）を町に提出

## 情報提供の有効期限とデータの破棄

町は空き家データベースを年に1回更新するため、提供された空き家所有者等情報の有効期限は、情報が提供された年度の翌年度の5月末日まで。（4～5月中に情報提供された場合は、当該年度の5月末日まで）登録事業者は、有効期限が到来した情報について、自らの責任においてデータを破棄